

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

貸倒損失 —回収不能の金銭債権—



小菅 貴子 [本郷]

はじめに

本連載では、平成25年9月号でも貸倒損失の回収不能の判断基準について取り上げており、日本興業事件などを紹介していますが、今回は、法基通9-6-2の《回収不能の金銭債権の貸倒れ》が争点となった事例のうち、回収不能の判断基準以外の論点の判決や裁決をご紹介します。

I. 債務超過の場合の土地の評価

平20. 3. 6東京高裁（Z258-10912）（棄却）（確定）
平19. 9. 27東京地裁（Z257-10792）（棄却）

1. 事案の概要

本件は、控訴人と共通の出資者を有するA社（TAINSでは、B社としてますが、ここでは便宜上、A社としています。）に対して有する立替金債権の放棄について、原処分庁から、同社は債務超過の状態ではなく、立替金の全額が回収不能とは認められない等として、寄附金に該当するとされた事例です。

控訴人は、債務超過の状態にあるかどうかを判断する場合には、土地は路線価をもって評価すべきである、根抵当権も評価に反映させるべきであるなどと主張しました。

2. 裁判所の判断

A社の直近の平成12年12月期末時点の貸借対照表上では、総資産の額は総負債の額を上回っており、債務超過の状態にあったとは認められない。

時価相当額に基づいて算定した所有土地の評価額の合計は5864万3365円であって、いずれにしても総負債額を上回っており、A社は債務超過の状態にはなかったことになり、本件立替金債権が回収不能の状態にあったとも認められないというべきである。

A社の債務は、控訴人と控訴人の相談役でA社の代表取締役である乙に対するものがほとんどすべてであったことからすると、A社が所有土地を処分するなど清算又はこれに準ずる措置を講ずることにより、控訴人は立替金債

権を回収することが十分に可能であるほか、従前どおり、控訴人の賃料支払と相殺する方法等によってその回収を継続することも可能と考えられる。したがって、いずれにしても控訴人が債権放棄をしたことについて相当な理由があったとは認められない。

債権放棄に経済的合理性があるかどうか、債務者に支払能力がなく回収不能といえるかどうかは、債務者の有する財産を換価することにより実際にどれだけの支払原資が得られるかを基準に判断すべきものであるから、土地についても、その時点での時価により評価すべきものである。—中略—、路線価が、取引によらない偶発的な原因により生ずる相続税額を算定する際に基礎とされるものであって、平成12年分にあつては地価公示価格の80パーセントを目途とした控え目な評価によるものとされていることからすれば、その路線価を0.8で除した価額を土地の時価相当額とみなし、これを基にしてA社が債務超過の状態になかったものと判断したことは相当性を有するといえるべきである。

また、所有土地に第三者を債務者とする抵当権が設定されている場合であっても、土地所有者は当該第三者に対して求償権を有するから、そのことを土地の評価に反映させなければならぬものではない。本件立替金債権の放棄は、A社に対する経済的な利益の無償の供与とみるほかなく、控訴人の主張は理由がない。

II. 回収不能と判断した具体的資料の保存がない金銭債権

平23. 11. 10非公開裁決（F0-2-461）（一部取消し）

1. 事案の概要

本件は、請求人が、損金の額に算入した貸倒損失について、貸倒損失とした金銭債権は、その全額が回収不能とは確認できないから損金の額に算入できないとされた事例です。

2. 審判所の判断

本件各金銭債権について本件各事業

年度の損金の額に算入するためには、各債務者ごとの金銭債権の全額が回収不能であることを要し、そのことが客観的に明らかでなければならないところ、不渡手形が保存されてないこと、また、立替金及び仮払金の発生原因、内容が不明確であること、更に支払いの督促状況及び債務者の資産状況、支払能力等の資料の保存もないこと、加えて、本件各金銭債権が回収不能とする判断材料の資料の保存もされてないことからすれば、本件各事業年度において各債務者ごとの金銭債権の全額が回収不能であることが客観的に明らかとなったということとはできない。

請求人は、本件各金銭債権が回収不能とする判断材料の資料の保存もなく、債務者の資産状況等を個別具体的に明らかにしていないことから、債権回収のための必要労力等を総合的に衡量したことの資料も確認できず、また、債権者側の事情を考慮することもできない。

そうすると、請求人は、貸倒損失の存在をある程度合理的に推認させるに足りる立証を行ったということとはできず、本件事業年度において、貸倒損失の存在を推認することはできない。

不渡り等により請求人が回収困難と判断した時期がおおむね平成15年3月末以前であると推認できることからすると、平成17年3月期に貸倒損失として損金算入が認められるものを除き、大部分が遅くとも16年3月期以前に各債務者ごとの金銭債権の全額が回収不能であったものと推認できる。

よって、平成17年3月期に貸倒損失として損金算入が認められるものを除き、本件各事業年度において貸倒損失とした本件各金銭債権は、損金の額に算入することはできない。

III. 代表者への貸付金と認定された貸付金に係る貸倒れ

平17. 3. 22東京高裁（Z255-09963）（棄却）（確定）
平16. 10. 27水戸地裁（Z254-9797）（棄却）

1. 事案の概要

本件は、控訴人が貸倒損失に計上した貸付金の直接の借主がB社であるか、控訴人の代表者である甲であるかが争点となった事例です。

2. 裁判所の判断

控訴人の当座預金元帳の「摘要」欄や、小切手の耳の「渡先」欄及び「摘要」欄の記載からすれば、控訴人の社内での経理上、本件貸付金は、控訴人からその社長である甲個人への貸付金であるとして処理され、それがB社の代表者である乙に交付されるものであることが示されていること、また、控訴人の税務申告等に携わった1税理士も、B社と控訴人との間には商業取引はなく、控訴人の帳簿上は甲への貸付金として処理されていることや、本件貸付金の回収状況についても、それが甲から控訴人に返済されていることを証明する旨の文書を作成していること、—中略—、さらに、甲個人が本件事業年度中に、本件貸付金を含むと思われる債権の担保として、土浦市内の山林につき、債務者をB社及び乙とする根抵当権設定の仮登記をしていることなどの事実が認められるのであって、これらの事実を総合して考えれば、本件貸付金は、その借主がB社か乙個人かはともかく、その貸主は、控訴人ではなく、甲個人であると認めるのが相当である。

本件貸付金は、控訴人から甲個人への貸付けがされ、甲からB社ないし乙個人に対する貸付けが行われたものと認めるべきものであり、控訴人は、会計処理上も、そのように扱ってきたものであって、本件貸付金は、控訴人からB社に対してされたものとは認められないというべきである。

おわりに

TAINSで上記裁決を検索する場合は、「貸倒損失」、「回収不能」です。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03(5496)1195



複数税率で複雑化する
消費税改正の対策は
お済みですか？

しっかりと
対応しましょう！

2019年
10月から

消費税が
10%に



MJSイメージキャラクター
菊川 怜

消費税のことなら
税務に強い
MJS!
ミロク情報サービス

会計事務所向けERPシステム

ACELINK NX-Pro

ACELINK NX-Pro 検索



MJSなら顧問先様の消費税改正対策も万全！

- 消費税の複数税率・軽減税率への対応
- 「軽減税率対策補助金」対象*
- 2019年5月の新元号にも対応



*[MJS LINK NX-Plus 販売大得] [Galileopt NX-Plus 販売大得] [ACELINK NX-CE 販売]は軽減税率対策補助金対象のソフトです。



財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス
東証第一部上場(証券コード:9928)

●記載の商品名は株式会社ミロク情報サービスの登録商標です。